農地法第3条の下限面積要件が廃止になりました!

令和5年4月より農地法第3条の許可要件である『下限面積要件』が廃止 (「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」が令和5年4月1日から施行)

下限面積要件は農地を耕作するために 取得するときに必要になってくる 許可要件の1つだよ!

そもそも、下限面積要件ってなぁに?



下限面積要件とは?

農地の権利を取得しようとする人またはその世帯員等が権利取得後に耕作すべき農地の面積の合計が50アール(5,000平方メートル)に達しない場合許可を受けることができない



そのとおり!

でも農地法第3条の許可要件はほかにもある から、そっちの要件を満たさないと許可がも らえないんだ。 廃止ってことは今まで面積が足りなかった 人も農地を買ったりできるんだね!





全部効率利用要件

権利を取得しようとする人またはその世帯員等が権利取得後に耕作すべき農地 の全てを効率的に利用して耕作を行う

※農作業をするための機械や人手等が十分に確保されているか

これが農地法第3条の許可要件だよ! 自分が許可要件に該当するか確認して みてね!



農作業常時従事要件

権利を取得する人またはその世帯員等が権利取得後において行う耕作の事業に 必要な農作業に常時従事すること

※原則年間150日以上従事する必要がある

地域との調和要件

権利を取得する人またはその世帯員等が権利取得後において行う耕作の内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと

※取得した農地の周辺農地に悪影響を及ぼさない

農地の場所によっては許可要件が少し変わった りする場合もあるから確認が必要だよ! まずは農業委員会に 相談してみるのがいいかもね!





巨理町農業委員会事務局 巨理町字悠里1番地 0223-34-0504